

平成29年度

町税等の納期限一覧表

月分	納期限 及び 口座振替日	町税				保険料			利用料・使用料・負担金								
		町 民 税	固 定 資 産 税	軽 自 動 車 税	国 民 健 康 保 険 税	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	介 護 保 険 料 (普 徴)	介 護 予 防 支 援 事 業 利 用 料	保 育 料	延 長 保 育 料	町 営 住 宅 使 用 料	住 宅 駐 車 場 使 用 料	下 水 道 負 担 金	上 下 水 道 使 用 料	農 集 排 使 用 料	個 別 排 水 使 用 料	住 宅 資 金 償 還 金
4	5月1日(月)		1期					○	○	○	○	○		一般大口	○	○	○
5	5月31日(水)			1期				○	○	○	○	○		大口			○
6	6月30日(金)	1期			1期			○	○	○	○	○		一般大口	○	○	○
7	7月31日(月)		2期		2期	1期	1期	○	○	○	○	○	1期	大口			○
8	8月31日(水)	2期			3期	2期	2期	○	○	○	○	○		一般大口	○	○	○
9	10月2日(月)		3期		4期	3期	3期	○	○	○	○	○	2期	大口			○
10	10月31日(水)	3期			5期	4期	4期	○	○	○	○	○		一般大口	○	○	○
11	11月30日(金)		4期		6期	5期	5期	○	○	○	○	○		大口			○
12	12月25日(月)	4期			7期	6期	6期	○	○	○	○	○	3期	一般大口	○	○	○
1	1月31日(水)				8期	7期	7期	○	○	○	○	○		大口			○
2	2月28日(水)				9期	8期	8期	○	○	○	○	○	4期	一般大口	○	○	○
3	4月2日(月)				10期	9期		○	○	○	○	○		大口			○

注1 水道使用料は、御代田小沼水道使用料です。佐久水道使用料は、佐久水道企業団(0267(62)4085)へ直接お問い合わせください。

注2 下水道使用料は、公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

税金・料金の納め忘れはありませんか？

平成29年度が始まりました。平成28年度以前分の税金や料金の納め忘れがないか、ご確認をお願いします。もし、納め忘れがありましたら、お早目に納入してください。

納入は便利な口座振替で

口座振替は、預貯金から自動的に引き落とされますので、うっかり納め忘れることもなくなります。また、納入のたびに役場や金融機関に出掛ける必要もなくなります。

口座振替を希望される方は、税や料金の担当窓口または、下記金融機関にある口座振替依頼書に必要事項を記入、捺印してご提出ください。

【指定金融機関】 八十二銀行・三井住友銀行・上田信用金庫・JA佐久浅間・郵便局

問い合わせ先

科目等	担当課	担当係	電話番号
町民税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税	税務課	住民税係	(32)3126
固定資産税		資産税係	
保育料・延長保育料	町民課	こども係	(32)3114
町営住宅使用料等 / 住宅資金償還金	建設水道課	都市計画係	(32)3129
上下水道使用料等 / 農集排・個別排水使用料		上下水道管理係	
後期高齢者医療保険料 / 介護保険料等	保健福祉課	介護高齢係	(31)2512

住宅用火災警報器について

皆さんの自宅には住宅用火災警報器は設置されていますか？

皆さんは火災の発生をどう判断しますか？家の中の物が燃えているときには、焦げくさい臭いで気付いたり、炎や煙を目で見てもみたりと五感によって火災などに気づくことがほとんどだと思います。

では就寝中や、なにかに集中している時はどうでしょう？火災に気付くのが遅れてしまいます。そんな時に火災を早期発見し知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。住宅用火災警報器は、台所やリビング、寝室などの火災により発生する煙を感知し、音や音声で火災の発生を知らせてくれる警報器です。

どこに設置するの？

寝室および寝室がある階の階段に設置して下さい。

あなたの家の住宅用火災警報器は大丈夫？

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるので、定期的に作動確認をするようにして下さい。

どうやって作動確認するの？



ボタンを押して確認するタイプや、紐を引いて確認するタイプがあります。

正常な場合は、正常を知らせるメッセージや火災警報音が鳴ります。(メーカーにより警報音などは異なります。)

音が鳴らない場合は電池切れや機器本体の故障の可能性があります。

作動確認などをする場合、高所での作業になり転倒や落下の危険性がありますので注意して下さい。ご不明な点は御代田消防署までお問い合わせください。

「消しましょう その火その時 その場所で」

平成28年度全国統一防火標語

(広告欄)

認定補聴器専門店

ヒアリングステーション
Hearing Station



認定補聴器専門店とは？

- 認定補聴器技能者が常勤している
- 聴力検査室などの設備が整っている
- 耳鼻咽喉科の補聴器相談医と連携している

軽井沢店が佐久地域で唯一※の (※平成28年3月現在) 「認定補聴器専門店」に認定されました。

「補聴器」の購入をお考えの皆様へ

認定補聴器専門店へご来店ください。

公益財団法人テクノエイド協会が店舗の設備、技術者のレベル等を認定した販売店のみ認定マークが掲示されています。



メガネのコミヤマ きこえ専門店

